

合意に基づいて「編集者綱領」を作成する。番組スタッフの任務は協会の任務の遂行に協力することだが、「いずれの番組スタッフも、その委ねられた番組上の任務を協会の全体的な責任の枠内で、自らのジャーナリストとしての責任において遂行し、協会の任務の遂行に協力する」(放送法第32条[番組スタッフ]の引用)。協会の任務は、とりわけ、番組スタッフの職業的適格性とその職能によって遂行される。いずれの番組スタッフも「その記事や番組において、自らの信条に反する意見や芸術上の見解を自らのものであるとして主張することを指示されたり、あるいは協会の任務の範囲にある総合的で真実な公共性のある情報に属する報告や意見を抑制することを指示されてはならない」(「信条の自由の保護」)。

番組上の紛争が生じたときの処理には、編集者代表会が中心になって、これにあたる。

いずれの番組スタッフも、放送での自らのジャーナリズム上の、あるいは、芸術上の制作が侵害されたと見なす場合は、編集者代表会に訴える自由がある。これによって提訴者に不利益が生じてはならない。訴えを受けた編集者代表会は、その事実を速やかに究明する義務があり、当の番組スタッフの説明が十分に根拠のあるものと思われるときは、関係者をまじえて障害を取り除くための検討を行う。調停のための努力が実を結ばないときは、編集者代表会はこの件について放送協会会長と協議する。

編集者代表会と放送協会会長の間で番組上の紛争が解決できない場合は、両者のいずれか、ないしは当事者の提案に基づいて、仲裁委員会が召集される。仲裁委員会は会長に対して勧告を決議する。会長がこの勧告に従わないときは、会長は自らの決定について仲裁委員会に文書で説明し、また、編集者代表会にもその理由を知らせる。

放送を予定された番組が中止されたり、当該の関係者が本質にかかわると考えるような形で、番組の内容や意味が変更されたときは、責任者は、当の番組スタッフに、番組が中止されたり、変更されたりする以前にその理由を説明しなくてはならない。

番組や番組スタッフの編集活動に重大な影響を及ぼすような措置がとられた場合には、編集者代

表会に対して、番組局長から総合的な情報が与えられ、その措置についての編集代表会の意見表明の機会が与えられなくてはならない。

番組制作局の管理職の任用基準に関する話し合いについても、編集者代表会は、協会の「参加規則」に基づいて、独自の職業グループとしてこれに参加することができる。

さらに、編集者総会は、編集綱領の枠内で、重要な意味を持つ問題についての決議と意見を協会の広報室を通して表明することができる。

編集者綱領は、番組スタッフの過半数の賛同を必要とし、放送協会会長は、編集者綱領を放送委員会にその同意を得るために提出する。』

西部ドイツ放送協会の編集者綱領の内容は以上のものであるが、とりわけ、①放送協会と番組スタッフとが、「放送の自由の実現」という共通の使命を持っていること、②放送法で認められた編集スタッフの「自己責任」に加えて、「自己責任」が、職業的適格性と職能によって裏付けられること、を確認したことが注目される。この編集綱領は、北ドイツ、ブレーメンなどの放送協会にも影響を与えた<sup>④</sup>。

## 2. 北ドイツ放送協会とブレーメン放送協会の「編集者綱領」

北ドイツ放送協会の編集者綱領は、北ドイツ放送法40条にその法的根拠がある<sup>⑤</sup>。

西部ドイツ放送協会の編集者綱領と内容的に違いのある個所を列举すると、編集者綱領の目的として、「番組上の案件についての番組スタッフの協議権を定める」としていること、「信条の自由の保護」に続けて、編集上の決定権限を持つ番組スタッフが、番組を拒否したり、変更したりできるのは、「専門家としての、客観的な根拠に基づく場合に限られる」という条項を付加していること、編集者綱領が適用される対象者として、「部長、部長代理、実習生、および、恒常的に業務に直接従事するフリーのスタッフ」を明示していること、編集者総会の任務として、「編集者綱領が遵守されているかどうかの監視、編集者綱領の枠組みの中で重要な意義のある問題についての決定」をあげ、また、編集者委員会の任務として、「編集者総会の準備、編集者総会決定事項の遂行、あらゆる